

騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設）

項番号・施設名	規模等要件
1 金属加工機械	
(イ) 圧延機械	原動機定格出力合計22.5kW以上
(ロ) 製管機械	全てのもの
(ハ) ベンディングマシン	ロール式で、原動機定格出力3.75kW以上
(ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く。
(ホ) 機械プレス	呼び加圧能力294kN以上
(ヘ) せん断器	原動機定格出力合計3.75kW以上
(ト) 鍛造機	全てのもの
(チ) ワイヤフォーマーマシン	全てのもの
(リ) ブラスト	タンブラスト以外で、密閉式を除く。
(ヌ) タンブラー	全てのもの
(ル) 切断機	といしを用いるもの
2 空気圧縮機及び送風機	原動機規格7.5kW出力以上
3 土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	原動機規格7.5kW出力以上
4 織機	原動機を用いるもの
5 建設用資材製造機	
(イ) コンクリートプラント	混練機の混練容量0.45m ³ 以上で、気ほうコンクリートプラントを除く。
(ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上
6 穀物用製粉機	ロール式で、原動機定格出力7.5kW以上
7 木材加工機械	
(イ) ドラムバーカー	全てのもの
(ロ) チッパー	原動機定格出力合計2.25kW以上
(ハ) 碎木機	全てのもの
(ニ) 帯のご盤	製材用：原動機定格出力1.5kW以上
(ホ) 丸のご盤	木工用：原動機定格出力2.25kW以上
(ヘ) かなな盤	原動機定格出力合計3.75kW以上
8 抄紙機	全てのもの
9 印刷機械	原動機を用いるもの
10 合成樹脂用射出成形機	全てのもの
11 鋳造型機	全てのもの

※振動規制法の特定施設に該当するものもあるので、注意が必要。